



概要版

鴨川市こども計画



基本理念

ささえあい、みんなの笑顔を育み、
こどもたちが生き生きとするまちづくり

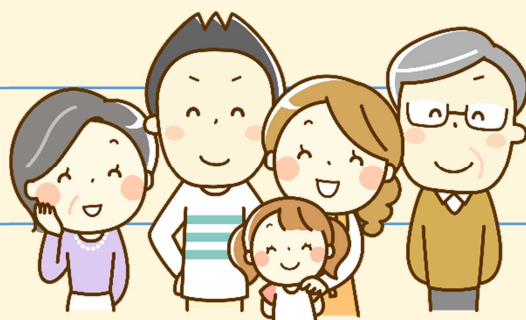
計画の背景・目的

わが国においては、少子高齢化が継続的に進み、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。また、共働き世帯の増加、未婚化・非婚化や晩産化が進み、子育てを取り巻く環境も変化しつづける中、一部の人にとっては、子育てがより一層困難に思える社会状況となっています。

このような現状を踏まえ、国では令和5年4月にこども家庭庁が創設され、合わせて「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。本市では、「第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、県の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現につながるよう、市の子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「鴨川市こども計画」を策定します。

計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度



施策の展開



基本施策 1

就学前の親子への支援

乳幼児期における親子の健康づくりと保護者の育児不安、ストレスの解消に努めるとともに、多様なニーズに応える教育・保育の充実、各種相談や、孤立した育児に陥ることのないよう身近な地域での子育て支援の体制づくりを進めます。

1 親と子の健康づくりに 向けた支援

- (1) 妊婦・乳幼児健康診査等の充実
- (2) 妊産婦期・乳幼児期の食育の推進
- (3) 妊産婦とこどもの歯の健康づくり
- (4) 小児医療・小児救急医療の充実
- (5) 妊産婦・女性の健康支援

2 教育・保育サービスの充実

- (1) 就学前の教育・保育の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 認定こども園での健康づくりの推進
- (4) 教育・保育施設の整備
- (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

3 身近な地域での子育て 支援の充実

- (1) 子育て支援の拠点施設の充実
- (2) 子育て相談・情報提供の充実
- (3) 地域における子育て支援体制の充実
- (4) 家庭教育の支援



基本施策 2

学齢期のこどもを健やかに育む環境づくり

こどもの成長においては、心身の健全な発達が実現されるよう学校・家庭・地域が連携してこどもを育てる環境づくりを推進します。また、地域におけるこどもたちの居場所や様々な体験を得る機会の確保に努め、青少年の健全育成に向けた取組を推進します。

1 こどもの心身の健康づくり

- (1) 健康教育の推進
- (2) 学校や地域での食育の推進
- (3) 学校体育の充実
- (4) 地域での運動機会の拡充
- (5) 思春期保健の推進
- (6) 飲酒・喫煙・薬物乱用等の防止対策の推進

2 こどもの居場所・ 体験機会の提供

- (1) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実
- (2) 児童及び生徒の体験活動事業の推進及びスポーツ少年団活動の充実
- (3) ボランティア活動等の推進
- (4) 読書活動の推進
- (5) 身近な公園の維持管理
- (6) 放課後子ども教室（土曜スクール）の推進

3 青少年の健全育成に向けた 取組の推進

- (1) 青少年健全育成に関する啓発活動の推進
- (2) 多彩な青少年活動の推進
- (3) 非行の未然防止
- (4) いじめ・不登校への対応の充実
- (5) 自殺対策の推進



基本施策3

困難を抱える子どもや家庭への支援

障害のある子ども一人ひとりの地域生活における自立と、療育・保育・教育の充実に向け、関係機関と連携して必要な支援を行っていきます。また、児童虐待・DV等の防止に向けた取組とともに、被害にあった子どもや女性等への支援の充実に努めます。

1 障害のある子どもへの支援の充実

- (1) 障害のある子どもの保育・療育の充実
- (2) 特別支援教育の推進
- (3) 障害のある子どもの地域生活への支援

2 児童虐待・DV等への対応

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) DV被害者の相談・支援の推進
- (3) ヤングケアラーへの支援
- (4) ひきこもりの子ども・若者への支援



基本施策4

安心して子育てできる環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、子育てと仕事を両立しやすい社会環境の整備に努めるとともに、地域で安心して子育てできる環境づくり、ひとり親家庭をはじめとする多様な子育て家庭への経済的支援と自立に向けた支援に取り組みます。

1 安心して子育てできる地域環境の整備

- (1) 子どもの安全・地域防犯対策の推進
- (2) 安全な地域環境の整備
- (3) 交通安全対策の推進



2 仕事と子育ての両立支援

- (1) 事業所等に対する広報・啓発
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 雇用の場の確保に向けた支援
- (4) 女性の再就職の支援

3 多様な子育て家庭への経済的支援

- (1) 経済的支援の充実
- (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) 障害のある子どもや家庭への支援

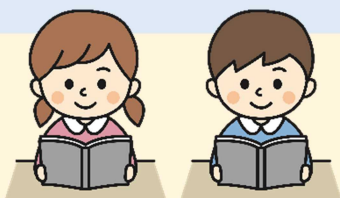
基本施策5

子ども・若者の権利と意見を尊重する社会の実現

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・若者の意見の尊重と、子ども・若者の権利についての啓発を推進します。

1 子ども・若者の権利と意見の尊重

- (1) 子ども・若者の権利に関する普及啓発
- (2) 子ども・若者の意見表明の環境づくり



2 誰もがその人らしく生きていくことができる「かもがわ」の実現

- (1) 誰もが尊重される社会の実現



計画事業の量の見込みと提供体制

当計画では、国が定めた主要な事業について、どのくらいの需要があり、どのように対応していくかを記載することが求められており、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込みを設定しています。

□教育・保育の量の見込み

(人)

認定区分	令和7年度		令和11年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1号認定(3～5歳、教育希望)	79	183	59	183
2号認定(3～5歳、保育必要)	347	522	260	522
3号認定(0歳、保育必要)	49	63	44	63
3号認定(1歳、保育必要)	92	89	92	89
3号認定(2歳、保育必要)	85	129	86	129

◇確保方策の内容

令和2年度から全ての特定教育・保育施設は認定こども園に移行し、必要とされる量の見込みに、ほぼ全て対応できる体制となっています。ただし、3号認定の1歳については、量の見込みが確保方策を上回る可能性があります。実際のニーズに応じて、適宜対応していきます。

□地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業		令和7年度		令和11年度		単位
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	
(1)利用者支援事業		1	1	1	1	か所
(2)地域子育て支援拠点事業		7,391	4か所	6,668	4か所	人回/年
(3)妊婦健康診査事業		1,820	医療機関	1,624	医療機関	件/年
(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)		130	保健師等	116	保健師等	件/年
(5)養育支援訪問事業		143	保健師等	121	保健師等	人/年
(6)子育て短期支援事業	(ショートステイ)	0	保育施設	0	保育施設	人/年
	(トワイライトステイ)	82	保育施設	70	保育施設	人/年
(7)ファミリー・サポート・センター事業		165	165	140	140	人日/週
(8)一時預かり事業	①幼稚園型(在園児が対象)	931	931	695	695	人日/年
	②一般型(主に在宅のこどもが対象)	2,518	2,518	2,130	2,130	人日/年
(9)延長保育事業		174	174	148	148	人/年
(10)病児保育事業		488	488	413	413	人/年
(11)放課後児童健全育成事業(学童保育)		407	407	299	299	人/年
(12)妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援事業)		378	378	336	336	人/年
(13)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		-	-	2	2	人/年
(14)産後ケア事業		125	125	111	111	人/年

◇確保方策の内容

全ての事業において、量の見込みに対し、必要な事業提供ができる体制となっています。